

【表紙】	
【提出書類】	訂正報告書
【根拠条文】	法第27条の25第3項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	二重橋法律事務所 弁護士 川村一博
【住所又は本店所在地】	東京都千代田区丸の内3-4-1 新国際ビル9階
【報告義務発生日】	該当事項なし
【提出日】	平成27年7月6日
【提出者及び共同保有者の総数（名）】	該当事項なし
【提出形態】	該当事項なし
【変更報告書提出事由】	該当事項なし

【発行者に関する事項】

発行者の名称	新華ホールディングス・リミテッド（新華控股有限公司、Xinhua Holdings Limited）
証券コード	9399
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所

【提出者に関する事項】

1 【提出者（大量保有者）／1】

個人・法人の別	個人
氏名又は名称	ライ マンコン（Lai Man Kon）
住所又は本店所在地	香港 コーズウェイ・ベイ ティンハウ・テンプル・ロード (Tin Hau Temple Road, Causeway Bay, Hong Kong)
事務上の連絡先及び担当者名	東京都千代田区丸の内3-4-1 新国際ビル9階 二重橋法律事務所 弁護士 川村一博
電話番号	03-5218-2084

【訂正事項】

訂正される報告書名	変更報告書(1)
訂正される報告書の報告義務発生日	平成27年7月2日
訂正箇所	表紙の変更報告書提出事由の記載に不備がありましたので、これを訂正致します。

(訂正前)

【表紙】

【変更報告書提出事由】

該当なし

(訂正後)

【表紙】

【変更報告書提出事由】

株券等保有割合が1%以上減少したこと